

教職員の処分について

教職員の処分を次のとおり行いました。本件につきましては、関係者並びに市民の皆様にご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

1 「教職員の交通事故」に係る処分

項 目	内 容
処分を受けた教職員	市立中学校 常勤代替教諭（64歳）
事 案 の 概 要	当該教諭は、令和5年9月23日午後5時頃、普通自動二輪車にて、南区相模台1丁目9番3号先道路を進行中、前方を走行していた原動機付自転車を右側から追い越そうとした際、右折しようとした同車に気付かず、被害車両後部に自車前部を衝突させて被害者を転倒させた。この事故により、被害者に後遺障害を伴う入院加療約6日間を要する傷害を負わせたもの。 このことにより、令和6年12月26日付で横浜地方検察庁相模原支部により起訴され、令和7年2月25日付で罰金50万円の判決を受け、同年3月12日に判決内容が確定した。
処 分 の 内 容	減給1か月（給料月額の10分の1）
処 分 年 月 日	令和7年3月28日

問合せ先
教職員人事課
電話 042-769-8279